

赤穂教育 プラン

—第2期赤穂市教育振興基本計画 [中間改定]—



赤穂市

【目次】

基本理念	1
第1部 計画策定の趣旨等	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成	3
3 計画の期間	4
4 計画の特徴	4
5 基本計画の中間改定について	5
第2部 教育をめぐる現状と課題	6
1 教育を取り巻く社会情勢等	6
(1) 超スマート社会（Society5.0）の到来	6
(2) 人生100年時代への移行	6
(3) グローバル化の進展	7
(4) ICTの活用などによる学力向上への取組	7
(5) 不登校児童生徒への支援	8
(6) 働き方改革	8
(7) 学習指導要領の改訂	8
(8) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応	9
(9) 社会教育施設の役割及び文化財の利活用	9
2 赤穂市及び赤穂市の教育施設等の概要	10
3 赤穂市の教育をめぐる現状と課題	10
(1) 人口減少・少子高齢化の進行	10
(2) 個人の価値観や市民意識等の多様化	11
(3) 多文化共生社会の到来	11
(4) 情報化社会への対応	12
(5) 環境保全活動への取組	12
(6) 教育施設等の維持管理	12
(7) 保育所待機児童の解消	13
(8) 感染症に対応した新しい時代の学校教育	13
第3部 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり	14
・重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進	14
・重点目標2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	17
第4部 5年間の取組の具体的内容	19
・重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進	19
基本施策1 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる	19
実践目標1 就学前教育・保育内容の充実	19

実践目標 2	就学前教育・保育提供体制の確保	20
実践目標 3	就学前教育・保育施設の整備	20
実践目標 4	幼保一体化の推進	21
実践目標 5	「確かな学力」、「豊かなこころ」を育む教育の推進	22
実践目標 6	「すこやかな体」の育成	25
実践目標 7	特別支援教育の充実	26
実践目標 8	学校運営協議会等による地域協働の充実	26
実践目標 9	学校施設の整備	27
実践目標10	情報教育環境の向上	27
基本施策 2	未来を拓く青少年の若い力を育てる	28
実践目標 1	青少年健全育成の推進	28
実践目標 2	家庭教育の充実	28
実践目標 3	指導相談活動の充実	28
実践目標 4	教育と福祉の連携充実	29
実践目標 5	学ぶ機会の保障	29
・重点目標 2	歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	30
基本施策 1	生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる	30
実践目標 1	子育て支援の充実	30
実践目標 2	生涯学習の推進	31
実践目標 3	図書館サービスの充実	32
実践目標 4	各種スポーツ施設の充実	33
実践目標 5	スポーツ活動の推進	33
基本施策 2	歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する	35
実践目標 1	歴史文化遺産の調査研究・保全・整備	35
実践目標 2	積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と活用の推進	35
実践目標 3	文化施設と文化芸術活動の充実	36
実践目標 4	特色ある文化活動の推進	37
参考資料		39
1	用語解説	40
2	目標指標一覧	42
3	赤穂市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	44
4	赤穂市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	45
5	計画改定の経過	46

基本理念

“あすの赤穂”をになうこころ豊かで自立する人づくり

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです。そして、「予測困難な時代」といわれるこれからの社会において、その変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていけるよう、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現が図られなければなりません。

そのため、赤穂の人々が生涯にわたり夢と志をもち、学校教育、歴史や文化、スポーツを通じて個性や能力を発揮し、主体的に活躍できる教育環境の整備と地域コミュニティの構築を推進し、次代をになう自立する人づくりを目指します。

第1部 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、制定から約60年ぶりに教育基本法の全面改正が行われ、教育行政については、国の責任と地方公共団体との適切な役割分担を明示するとともに、地方にも地域の実情に応じた教育振興基本計画の策定に努めることが規定されました。

また、兵庫県においては、令和6年3月に第4期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定し、基本理念を「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」とし、「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成」を重点テーマに加え、子どもたち自身が必要な資質・能力等を身に付けていけるよう、学校、家庭、地域、行政等、社会全体が支えていくという視点を改めて重視した取組が進められています。

こうした動きの中において、教育の根本的な改革と同時に、社会情勢の変化に合わせた新しい時代を拓く教育を構築していく必要があります。

赤穂市（以下「本市」という。）では、「2030 赤穂市総合計画」における4つの柱[※]のひとつに『人』「歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり」を設定しています。その実現を目指す教育計画については、総合計画の部門計画として位置づけ、総合的・計画的に教育課題に取り組むこととしています。

そこで、赤穂市教育委員会においては、社会の変化やそれに伴う教育課題を踏まえ、「第2期赤穂市教育振興基本計画」を策定し、「“あすの赤穂”をになうころ豊かで自立する人づくり」の実現に向けた取り組みを進めてきたところです。

この度、少子高齢化と人口減少の進行、技術革新の進展やグローバル化など計画期間中に生じた社会潮流の変化や新たな教育課題に対応するため、各施策の進捗状況等を勘案し、計画の中間年である令和7年度に必要な見直しを行うものです。

※ 2030 総合計画の4つの柱

社会潮流や市民の皆様の意識を踏まえ、将来にわたりまちの活力を保ち続けるため、また本市の魅力在未来に引き継ぐための基本的な方向性を『安心』・『快適』・『元気』・『人』の4つの柱として設定している。

『安心』 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり

『快適』 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり

『元気』 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり

『人』 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

教育基本法（抜粋）

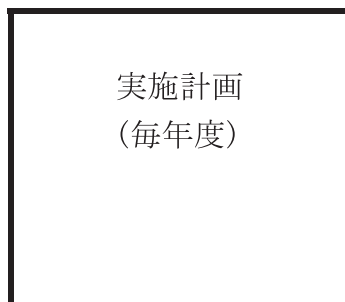
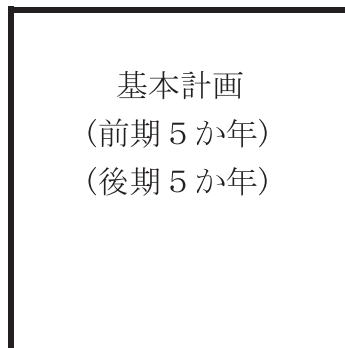
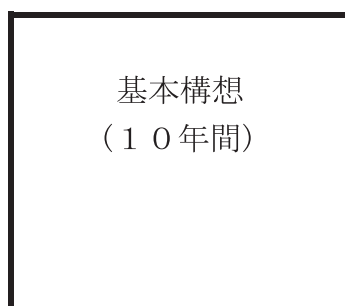
（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の構成

赤穂市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」）は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、それぞれの役割は次のとおりです。



① 基本構想

基本構想は、基本計画と実施計画の基礎となり、本市の教育の目指すべき姿と、それを達成するために必要な振興施策の大綱を定めます。

期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。


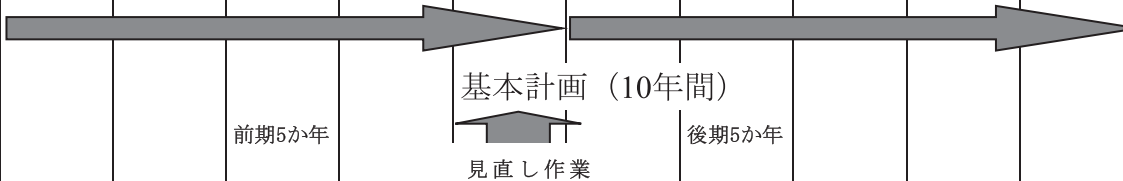

② 基本計画

基本計画は、本市の教育施策の基本的方向を明らかにするもので、基本構想における教育の姿及び施策の体系を具体化するための指針として定め、社会潮流や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの前期5か年と令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの後期5か年とします。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を実施するための計画であり、具体的な内容（事業や目標）については、社会情勢や教育行政を取り巻く環境、また財政状況の変化に影響を受けることから実施計画（赤穂市教育努力目標）を定め、毎年度事業の見直しを行います。

3 計画の期間

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
基本構想	 基本構想（10年間）									
基本計画	 基本計画（10年間） 前期5か年 後期5か年 見直し作業									
実施計画	 赤穂市教育努力目標（毎年度見直す）									

4 計画の特徴

(1) 広く意見や考え方を反映した計画

教育振興基本計画策定にあたっては、計画骨子（案）の検討段階から、学識経験者、社会教育委員、教育委員会事務局の関係部署、学校園所及び保護者並びに市民公募委員から構成する検討委員会及び教育委員会で議論を重ね、また市民意見聴取（パブリックコメント）を通じて、市民の皆様にご教育振興基本計画策定のプロセスに広く参加いただき、その意見や考え方を反映しながら教育振興基本計画を策定しています。

(2) 目標指標を設定した計画

進行管理を適切に行いながら、教育振興基本計画の達成度を検証するため、基本計画における実践目標に主な目標指標を設定しています。

5 基本計画の中間改定について

(1) 見直し基本方針

令和12年度を目標年次として令和3年3月に策定した第2期赤穂市教育振興基本計画は、赤穂市総合計画における4本の柱のひとつである『人』「歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり」を実現するための部門計画として位置づけられており、教育委員会は「“あすの赤穂”をになうこころ豊かで自立する人づくり」を基本理念として様々な施策に取り組んできました。

このうち、基本構想における教育の姿及び施策の体系を具体化するための指針として定めた基本計画は、計画期間中に生じた社会潮流の変化や新たな教育課題に対応するため、各施策の進捗状況等を勘案し、中間年である令和7年度（2025年度）において必要な見直しを行うこととしました。

(2) 見直し方法と基本的な考え方

ア 赤穂市の教育の将来像とそれを実現するための方針を明らかにした基本構想は見直しの対象としていません。（本計画の基本理念、重点目標及び基本施策）

イ 基本計画については、以下の方針に基づき見直しを行いました。

現状と課題	社会情勢の変化により適切な表現への時点修正及び新たな課題について追記・修正を行います。
基本方針	趣旨を変えることなく、社会情勢の変化による適切な表現への時点修正を行います。
施策の取組	施策の検証に基づき、既に終了、廃止になっているものは削除を、また、新たな取組が必要な場合は追記を行います。さらに、社会情勢の変化による適切な表現への時点修正も合わせて行います。
主な目標指標	令和6年度（2024年度）の実績値を参考に、令和12年度（2030年度）の目標数値等を設定します。また、新たな指標が必要な場合は、追記を行います。
その他	必要に応じ用語（注釈）の修正を行います。

第2部 教育をめぐる現状と課題

1 教育を取り巻く社会情勢等

(1) 超スマート社会（Society5.0）※の到来

I o T※やビッグデータ※、A I※等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）が到来しつつあります。A Iの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、自ら問いを立て、生涯にわたって主体的に学び続ける力を育成することが一層重要になっています。

本市においても、次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、国の「G I G Aスクール構想※」を推進しています。児童生徒一人一台タブレット端末等のI C T※機器を効果的に活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、主体的に課題を発見し、情報を活用して解決策を探求する「情報活用能力」の育成に取り組んでいく必要があります。

※ 超スマート社会（Society5.0）

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

※ I o T

Internet of Thingsの略語で、家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載してインターネットに接続・連携させる技術のこと。

※ ビッグデータ

様々な形をした、様々な性格を持った、様々な種類のデータのことで、インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。

※ A I

Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピュータ上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

※ G I G Aスクール構想

Global and Innovation Gateway for All の略語で、義務教育における児童生徒一人一人に端末を配備し、高速大容量の通信ネットワークと一体的に整備する国の構想。これにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正かつ個別最適化された学びを全国の学校現場で継続的に実現することを目指している。

※ I C T

Information and Communication Technology の略語で、情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピュータとを駆使する情報技術のこと。

(2) 人生100年時代※への移行

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代を迎えつつあります。こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力など、学びに向かう力・人間性の涵養といった資質・能力を身に付ける

ことに加え、人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働き方の選択肢を増やすことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

本市においても、子どもたちの「学びに向かう力」を育む教育活動の充実とともに、全世代の市民が、図書館の利用や文化・芸術・歴史・スポーツに親しむなど、人生を豊かにする生涯学習※に取り組める環境づくりを推進していく必要があります。

※ 人生100年時代

日本は長寿大国であり、寿命が100年前後まで伸びる時代の到来が予測されている。100年という長い人生をより充実したものにするために、人生の選択肢が多様化する中、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習がますます重要になると考えられる。

※ 生涯学習

教育基本法第3条で、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定している。

(3) グローバル化※の進展

現在の社会は、グローバル化が加速し、世界の国々との相互依存関係が急速に深まっています。貧困、紛争、感染症、環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の課題が増大する中、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs※）」の達成に向けた取組は、引き続き重要な課題です。このような時代において、教育の役割はこれまで以上に注目されています。日本が抱える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有し、グローバルな舞台で活躍できる人材の育成が不可欠です。言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場で、外国語を用いて臆することなく意見を述べ、他者と交流し、共生していくためのコミュニケーション能力を育成することが重要です。

本市においては、これまでも外国語指導体制の強化を図り、英語の4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）のバランスのとれた授業改善を進めてきました。引き続き、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

※ グローバル化

国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを超えて地球規模で統合・一体化が進むこと。

※ SDGs（エス・ディ・ジー・ズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略語で、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

(4) ICT※の活用などによる学力向上への取組

経済協力開発機構（OECD）が2022年に実施した、生徒の学習到達度調査（PISA2022）によると、OECD平均※は低下した一方、日本は、数学的リテラシー、読解力及び科学的リテラシーの3分野すべてにおいて前回2018年調査より平均得点が上昇しました。

しかし、生徒のICTの利用状況を見ると、日本は、学校の授業における利用時間が短く、情報の収集・記録・分析・報告などの場面でデジタル・リソースを活用する頻度は他国に比べて低い傾向があります。

本市においては、未来を切り拓く子どもたちの資質・能力を確実に育成するため、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、児童生徒の学力向上に取り組むとともに、国の「GIGAスクール構想」等を参考に、ICT機器の活用を通じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る必要があります。

※ ICT：P6の注釈参照

※ OECD平均

経済協力開発機構(OECD)に加盟している各国の数値を平均した値のことで、主に、加盟国間の経済状況、教育水準、社会指標などを比較する際に用いられる。

(5) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒に対しては、社会的自立に向けた様々な支援が行われていますが、その数は高い水準で推移しており、喫緊の課題となっています。こうした中、平成28年12月に文部科学省から「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成29年3月には法に基づく基本的な方針が策定されました。兵庫県では、国の不登校対策『COCOLOプラン』（令和5年3月策定）も踏まえ、令和5年度から学校・地域・支援関係機関・教育行政が連携して、全県一丸となった「ひょうご不登校対策プロジェクト」を推進しています。

本市においても、赤穂市不登校対策委員会等で情報交換を行うほか、市内全中学校及び一部小学校に心の教室相談員（不登校児童生徒支援員）を配置し、不登校の兆候が見られる児童生徒に対して、要因や背景に応じた適切な支援の研究・実施を進めています。また、赤穂市青少年育成センターに設置している教育支援センターふれあい教室等を活用し、教育相談、学習・生活支援及び体験活動を通じて社会的自立に向けた取組を推進しています。今後は、オンライン授業の活用など、さらなる支援の充実を図る必要があります。

(6) 働き方改革

働き方改革関連法の成立を契機として、労働者の時間外労働に上限が設けられるなど、労働環境の改善に向けた取組が加速しています。学校現場においても、教職員が多岐にわたる業務を抱え、長時間勤務が常態化している実態から、働き方改革の推進は喫緊の課題となっています。

本市においても、教職員の働き方を見直し、教職員が担う業務の明確化・適正化を図ることで、学校における働き方改革を推進していく必要があります。教職員自らの人間性や創造性を高め、効果的な教育活動を通じて、子どもたちに対する教育の質を向上させることが重要です。

(7) 学習指導要領の改訂

全国で統一された教育水準を保つための教育課程（カリキュラム）の基準である学習指導要領が改訂され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から新たな学習指導要領（以下「学

習指導要領」という。)の下での教育が行われています。

新しい学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)を重視した授業づくりが求められています。また、カリキュラム・マネジメント[※]の確立を通じて、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱となる資質・能力をバランスよく育むことが目指されています。

さらに、予測できない社会変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、持続可能な社会の発展と自らのウェルビーイング[※]を共創していくことが求められています。これにより、児童生徒が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極めて再構成し、新たな価値を創出するコミュニケーション能力を育成することが重要です。

※ カリキュラム・マネジメント

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

※ ウェルビーイング

心身が健康で、個人の幸せと社会の幸せを調和させ、主体的な学びや多様な他者との協働を通じて自ら創り出す、生涯続く充足した状態のこと。

(8) 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症により、令和2年初頭から令和5年5月にかけて、教育活動に大きな影響が生じました。コロナ禍以降も、インフルエンザ等の感染症による影響が少なくないため、今後も児童生徒の学びを保障し、学校や園での感染リスクを最小限に抑え、安定した運営を目指すことが求められています。

手洗いやうがいの励行、教室の換気等の感染症対策に加え、オンライン授業を可能にするICT[※]環境の整備・活用など、新たな教育の形を進めていきます。

今後も教育委員会と学校園所とが一体となって感染症対策を万全に行うとともに、感染症が発生した際には、迅速かつ柔軟に対応していくことが重要です。

※ ICT：P6の注釈参照

(9) 社会教育施設の役割及び文化財の利活用

社会教育施設は、地域の学習活動の拠点のみならず、観光振興・国際交流の拠点、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など幅広い役割が期待されています。また文化財については、文化財保護法の改正により、保護のみならず活用についてもこれまで以上に重視する方向性となっています。

そこで、社会教育施設の役割や文化財の保存と活用のあり方については、学校教育との連携をさらに充実させるとともに、観光・地域振興・まちづくり分野などを担う他の部局等と連携を強化していくことが求められています。

2 赤穂市及び赤穂市の教育施設等の概要

本市は、兵庫県の南西部、岡山県との県境に位置し、東は相生市、西は岡山県備前市、北は上郡町と接する面積 126.85 km²のまちです。また本市の気候は、晴の日が多く雨が少ない典型的な瀬戸内海型気候区に属しています。市内には、J R 山陽本線に 1 駅、J R 赤穂線に 4 駅があり、このうち播州赤穂駅は、市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも多く利用されています。また赤穂インターチェンジがある山陽自動車道、国道 2 号、国道 250 号、国道 373 号などの幹線道路が走り、広域交通アクセスが確保されています。市域には、縄文・弥生時代の生活を偲ばせる遺跡のほか、「忠臣蔵のふるさと」「塩のまち」として全国的に広く知られ、市内には国指定史跡の赤穂城跡を中心として赤穂義士ゆかりの神社仏閣や城下町の佇まい、風情ある歴史的なまち並みが残る坂越地区、二つの日本遺産*など様々な歴史・文化遺産が点在しています。

また、瀬戸内海国立公園の美しい海岸線や赤穂温泉、さらには国指定天然記念物の生島樹林などがあり、豊かな自然と歴史が調和しています。

教育施設は、令和 7 年度現在、公立小学校 10 校、公立中学校 5 校、公立幼稚園 10 園、公立保育所 6 所、私立保育所 1 所、私立認定こども園 1 園、県立赤穂高等学校、県立赤穂特別支援学校、関西福祉大学があり、また教育関係施設として教育研究所、青少年育成センター、学校給食センター、公民館、図書館、文化会館、歴史博物館、市民総合体育館など 23 の施設があります。

※ 日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。本市では、平成30年5月に追加認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、令和元年5月に認定された「『日本第一』の塩を産したまち 播州赤穂」の二つが日本遺産に認定されている。

3 赤穂市の教育をめぐる現状と課題

本市は、温暖な気候や豊かな自然環境、また歴史・文化遺産に恵まれた地域ですが、少子高齢化、国際化、高度情報化の波や核家族化に伴う社会構造の変化、子どもたちを取り巻く環境の変化は、次第に顕著になってきています。

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

全国的に少子高齢化が進み、人口減少時代にある我が国において、本市も例外ではなく、国勢調査に基づけば平成 12 年以降、人口減少傾向の中で推移しており、平成 27 年には 5 万人を下回り 48,567 人となっています。今後も人口減少が続き、令和 12 年には 40,000 人程度と想定されています。

こうした状況の中で、保育所・幼稚園等の利用児童数は、出生数が減少する一方、保育ニーズの増加や 3 歳児保育開始による利用者増によりほぼ横ばいとなっていますが、小学校 10 校の児童数は、平成 28 年度約 2,500 人でしたが、令和 7 年度約 1,900 人と減少しています。

中学校においても生徒数の減少が続いており、それに伴って教員配当定数も少なくなり、すべての教科担任を配置できない中学校が生じている状況です。

一方、少子高齢化、高度情報化が進む中で、子どもから高齢者までもが生き甲斐をもって楽しく主体的に学び続ける生涯学習※社会を充実させることが重要な課題となっています。これまでの個人の要望に応じた生涯学習（趣味、教養、健康づくりなど）を尊重しつつ、今後は社会の要請に基づく学びを一層推進していくことが求められます。学びの成果をより地域や社会のために活かし、地域全体の豊かさにつながる仕組みづくりを構築していくことが重要です。

※ 生涯学習：P 7の注釈参照

（2）個人の価値観や市民意識等の多様化

現代社会においては、人々の価値観が多様化しており、本市においても例外ではありません。生活様式や市民意識の都市化に伴い、地域や人との関わりが希薄化する傾向が見られ、家庭や地域の教育力の低下も指摘されています。その結果、豊かな人間性を育む場が不足し、社会性や規範意識、社会の一員としての自覚が十分に育まれていない状況が懸念されています。さらに、市民の安全を脅かすような事件も発生しており、子どもたちの安全意識と自己防衛力の向上が求められています。引き続き、関係諸機関と連携し、住民の参画と協働により、社会の安全確保のための取組を推進する必要があります。

学校においても、コミュニケーション能力の不足による対人関係構築の難しさ、学習意欲や規範意識の低下、生徒指導上の諸問題が喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するため、各学校に設置している学校運営協議会※を基盤として、家庭や地域、学校が一体となり、地域ぐるみで子育てを推進する体制を整えていくことが重要です。学校教育の充実と地域の活性化を同時に実現し、子どもたちの豊かな人間性と社会性を育むとともに、未来を切り拓く力を養っていきます。

※ 学校運営協議会

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを目的とする。

（3）多文化共生社会の到来

社会の国際化への動きは、本市においてもますますその速度を増しています。本市には、約 550 人の外国籍の方が住民登録され、その子どもたちが市内の学校で学んでいます。なかには、児童生徒、保護者に日本語指導をはじめ様々なサポート体制が必要な場合もあり、そのサポート体制を整えておく必要があります。

小中学校への外国語指導助手（ALT）の配置など、国際理解教育の充実を図り、それぞれに違う文化や習慣をお互いに理解し、尊重していく多文化共生の視点に立ち、自らの考えをしっかりと相手に伝えるコミュニケーション能力を育てていくことが大切です。

(4) 情報化社会への対応

現在、超スマート社会（Society5.0）※の実現に向けて、AI※、ビッグデータ※の活用など技術革新が急速に進んでいます。

本市においても、情報化社会への対応として、必要な情報を選択し活用していく能力を育成したり、情報化社会のルールや情報セキュリティに関して適切な指導を行うとともに、情報モラル※を醸成することがますます重要になっています。そのため、学校における情報教育を通して、プログラミング的思考※の育成や有効な情報を取捨選択し活用する能力、情報モラルを高めていきます。

また、家庭や地域全体で、子どもたちがインターネットや携帯電話、ゲーム機等を通したトラブルに巻き込まれないように見守り、指導していくことも重要です。

各学校及び青少年育成センターにおいて、トラブルを未然に防ぐための正しい情報の扱い方を児童生徒だけでなく、保護者に対して啓発などするとともに、万が一、トラブルに巻き込まれた場合、その対応策について相談できる体制の充実を図っていきます。

※ 超スマート社会（Society5.0）：P6の注釈参照

※ AI：P6の注釈参照

※ ビッグデータ：P6の注釈参照

※ 情報モラル

情報を扱う上で、情報の価値の認識の向上など情報のあり方についての基本的なマナーや道徳。

※ プログラミング的思考

自分が意図する一連の行動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要か、どのように改善していけば意図した活動に近づくかということを論理的に考えていく力のひとつ。

(5) 環境保全活動への取組

近年、地球温暖化や生態系破壊といった地球規模の環境問題が深刻化しています。これに伴い、環境への関心が高まり、東日本大震災以降は再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組も注目されています。

環境問題の根底には、社会経済活動や人々の生活スタイルの変化といった現代社会特有の要因があり、環境負荷の少ない循環型・低炭素社会を実現するため、地域、家庭、事業者及び行政がそれぞれの立場で行動していくことが重要です。

これらの現状を踏まえ、教育においては、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、主体的に行動できる実践力を育むことが大切です。環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクルといった環境問題に対する責任と役割を理解させ、自ら考え、行動できる力を養っていく必要があります。

(6) 教育施設等の維持管理

本市には、市が保有する教育施設として公立小学校10校、公立中学校5校、公立幼稚園10園、

公立保育所6所があり、また、教育関係施設として教育研究所、青少年育成センター、給食センター、公民館、図書館、文化会館、歴史博物館、市民総合体育館など、多くの施設があります。その多くが経年劣化により、毎年修繕が必要な状況であり、計画的な整備と維持管理を進めるとともに、環境負荷の低減、維持管理コストの削減を目的とした施設改修にも取り組む必要があります。

(7) 保育所待機児童の解消

こども家庭庁のまとめによると、全国における令和7年4月1日時点の待機児童の数は2,254人で、近年のピークであった平成29年(26,081人)から8年連続で減少し、平成6年の調査開始以降最も少なくなっています。

一方、本市においては、平成30年度に初めて待機児童8人(4月1日時点)が発生し、令和元年度には1人、令和2年度には46人の待機児童が発生しました。

保育人材の確保や幼稚園預かり保育の拡充に取り組み、4月1日時点の待機児童数は、令和3年度3人、令和4年度5人、令和5年度0人、令和6年度0人となっていましたが、令和7年度には6人と、いったん解消された待機児童が再び生ずることとなりました。

就学前の児童数が減少する一方、共働き世帯の増加等により保育ニーズは増大しており、誰もが安心して子育てができる社会を実現するために、待機児童の解消に向けて継続した取組が必要です。

(8) 感染症に対応した新しい時代の学校教育

新型コロナウイルスをはじめとした感染症については、社会全体が長期的に対応していくことが求められています。学校においては、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するとともに、感染者に対する差別や偏見を防止するなど、人権への十分な配慮のもとで学校運営を継続していく必要があります。

また、学校教育においては、感染拡大の状況にかかわらず子どもたちの学びを最大限に保障することが重要です。そのため、臨時休業を行わざるを得ない場合であっても、タブレット端末の活用等により、子どもたちが学びを継続できる体制を推進することが不可欠です。

第3部 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり

重点目標1 次代を担う人材を育てる教育の推進

(1) 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる

現状と課題

- ◆希望者全員が3歳児保育を利用できる体制の整備が必要です。
- ◆「生きる力[※]」について、子どもたちが主体的に考え、創意工夫を活かせる特色ある教育活動の展開が必要です。
- ◆小学校における外国語の教科化に伴うグローバルな人材育成が必要です。
- ◆SNS[※]、インターネットの普及により適正な情報モラルを身につけることが求められています。
- ◆健やかな体の育成を目指した健康教育の充実と体力・運動能力の向上が必要です。
- ◆特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加に対応した環境整備が求められています。
- ◆「社会に開かれた教育課程の実現」を目指すため、学校運営協議会[※]を核とした学校・家庭・地域の連携による教育活動の展開が必要です。
- ◆社会情勢の変化に対応した施設整備と予防保全型の考えによる施設等の長寿命化が求められています。
- ◆第2期GIGAスクール構想の実現に向けたさらなるICT環境の整備と1人1台端末の活用推進が必要です。

※ 生きる力

予測が難しい現代社会を生き抜くために子どもたちに身につけさせたい、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の3つの要素を総合した力のこと。

※ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWeb サイトにおける会員制サービス。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

基本方針

赤穂の豊かな自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことができる教育を通して、子どもたちが主体的に考え、行動する力を育てます。

支援を必要とする子どもが、自らの能力や可能性を最大限に発揮し、積極的な社会参加を実現できる教育を進めるとともに、社会に開かれた教育課程の理念のもと、学校園所と保護者・地域が協働して子どもたちの豊かな学びと成長を支える学校園所づくりを進めます。

学校施設の老朽化対策をはじめとした施設・設備の計画的な整備を行うとともに、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整えプログラミング教育[※]等の充実を図ります。

※ プログラミング教育

プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動やプログラミング的思考を育てる教育のこと。

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 就学前教育・保育内容の充実 (P. 19)
- 実践目標 2 就学前教育・保育提供体制の確保 (P. 20)
- 実践目標 3 就学前教育・保育施設の整備 (P. 20)
- 実践目標 4 幼保一体化の推進 (P. 21)
- 実践目標 5 「確かな学力※」、「豊かなこころ」を育む教育の推進 (P. 22～P. 24)
- 実践目標 6 「すこやかな体」の育成 (P. 25)
- 実践目標 7 特別支援教育の充実 (P. 26)
- 実践目標 8 学校運営協議会等による地域協働の充実 (P. 26～P. 27)
- 実践目標 9 学校施設の整備 (P. 27)
- 実践目標 10 情報教育環境の向上 (P. 27)

※ 確かな学力

知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など。



御崎保育所「ボール遊び」



城西小学校「自然学校」

(2) 未来を拓く青少年の若い力を育てる

現状と課題

- ◆都市化、核家族化の進行による人間関係の希薄化と地域社会・家庭の持つ教育力の低下に対して、学校・家庭・地域の連携による青少年の育成が求められています。
- ◆地域において安心して子どもを育てることのできる環境づくりが求められています。
- ◆いじめ・不登校・虐待等の課題に対して、子どもたちや子どもを見守る保護者からの相談を受けられる体制が必要です。

基本方針

学校・家庭・地域が一体となり、赤穂の未来を拓く青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。

また、公民館や学校運営協議会*等の充実を図り、地域が一体となった青少年育成を目指します。ストレスや精神的な不安を抱える幼児・児童・生徒やその保護者に対して、安心して相談できる相談窓口の充実として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の活用充実を進めます。

※ 学校運営協議会：P11の注釈参照

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 青少年健全育成の推進 (P. 28)
- 実践目標 2 家庭教育の充実 (P. 28)
- 実践目標 3 指導相談活動の充実 (P. 28～P. 29)
- 実践目標 4 教育と福祉の連携充実 (P. 29)
- 実践目標 5 学ぶ機会の保障 (P. 29)



御崎小学校「環境体験学習」

重点目標 2 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築

(1) 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる

現状と課題

- ◆個人の価値観の変化に伴う市民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- ◆公民館や図書館におけるサークル活動等の担い手が高齢化し、今後の活動の硬直化や縮小が懸念されることから、従来の活動にとどまらない生涯学習機会の充実・創出が必要です。
- ◆個人や団体の読書や学習、調査研究を継続的に支援するため、利用者のニーズを把握しながら計画的な図書整備・充実を図ることが必要です。
- ◆図書館では、市民の読書活動促進のため、さまざまな図書情報の発信に努めています。今後も新着図書案内の発行、話題の本・特集コーナー、イベント等、図書館情報の積極的な提供・発信が求められています。
- ◆市民のニーズに合った講座・教室の実施によりサービスの充実を図ることが必要です。
- ◆市民が安心して利用できるよう、公民館やスポーツ施設の長寿命化対策など、計画的な整備が必要です。
- ◆健康増進への関心の高まりにより、スポーツに対しての目的や内容が多様化しています。それぞれのライフステージに即したスポーツ活動の推進が必要です。
- ◆子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するため、中学校部活動地域展開やスポーツ少年団等の活動について、地域によるサポートが一層求められています。

基本方針

市民が生涯にわたり主体的に学び、楽しむことができるよう、生涯学習機会の提供を図ります。既存の公民館の計画的な改修を進め、安心・安全に利用できる公民館づくりに取り組みます。

図書館については、図書の貸出・閲覧を中心に、各種講座・教室の開催によるサービスの充実や新着図書案内の発行、話題の本・特集コーナー、イベント等、図書館情報の積極的な提供・発信を行うなど、市民の利便性の向上を図りながら、滞在型図書館を目指します。

また、健康で活力ある市民生活や地域社会の活性化のため、すべての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができる「スポーツ先進都市」として、スポーツ施設の整備・拡充及び有効活用を進めるなど、スポーツ活動の場と機会の充実を推進します。

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 子育て支援の充実 (P. 30)
- 実践目標 2 生涯学習の推進 (P. 31)
- 実践目標 3 図書館サービスの充実 (P. 32)
- 実践目標 4 各種スポーツ施設の充実 (P. 33)
- 実践目標 5 スポーツ活動の推進 (P. 33～P. 34)

(2) 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する

現状と課題

- ◆地域の多様な歴史文化遺産を市民主体により継承していくことは、地域の魅力や地域力を高めることにつながるため、その積極的な顕彰と保護活動をより一層推進する必要があります。
- ◆日本遺産※をはじめとする歴史文化遺産を活用したまちづくりへのニーズが高まっており、普及活用の充実が求められています。
- ◆市所有の文化財が分散保管されるなど、体系的かつ効果的な管理・公開ができない現状にあり、これらを集約的に管理・活用するための拠点づくりが必要です。
- ◆少子高齢化によって地域伝統文化の継承が困難になってきており、担い手の確保が求められています。
- ◆豊かな感性と人間性を育むため、音楽・舞台・演劇等、質の高い芸術に触れる機会の提供が求められています。
- ◆芸術文化活動の拠点としての文化会館をはじめとした文化施設や公民館の施設及び設備の充実を図り、市文化協会・公民館登録サークルなどの活動支援が必要です。

※ 日本遺産：P10の注釈参照

基本方針

本市には二つの日本遺産が認定されている等、各地区に豊かで魅力的な歴史文化遺産が数多く残されています。このような地域に根ざした歴史文化遺産の調査や整備を行い、その周知・保護・継承を進めるため、赤穂市歴史文化基本構想に基づき、引き続き市内の歴史文化遺産の掘り起こしと顕彰を進め、日本遺産をはじめとする多様な地域の歴史を積極的に活用することによって、本市の魅力を高める取組を進めます。また、市内各地の文化財等の公開・展示施設の充実・活用を図るとともにICT等を活用した多様な情報発信により、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進します。

文化芸術団体を支援・育成するとともに、その成果を発表する機会を充実させ、歴史文化遺産を活かした歴史と文化が息づくまちづくりを進めます。公民館講座等においては、郷土の歴史を学ぶ講座を実施し、郷土への理解を深めます。

5年間の取組の具体的内容

- 実践目標 1 歴史文化遺産の調査研究・保全・整備 (P. 35)
- 実践目標 2 積極的な情報発信による歴史文化遺産に触れる機会の創出と活用の推進 (P. 35～P. 36)
- 実践目標 3 文化施設と文化芸術活動の充実 (P. 36)
- 実践目標 4 特色ある文化活動の推進 (P. 37)